

旭川市 スタートアップ支援補助金 の御案内

旭川市では、市内で起業・創業する事業者の
新たな商品・サービスの開発、販路開拓に関する取組を応援します。

募集期間 令和7年5月 2日（金）から

令和7年7月18日（金）午後5時まで

対象者	・ 3年以内に起業・創業を行った 中小企業者・個人事業主 ・ これから起業・創業する 中小企業者・個人事業主 など ※募集要領で詳細を確認してください。	補助対象 事業	・ 新たな商品・サービスの開発、 販路開拓に関する事業
補助額	成長枠：上限100万円 小規模枠：上限50万円	補助対象 経費	機械装置等購入費、外注費、 広報費、Web関連費、 展示会等出展費、旅費、 土地・建物取得費、改修費など
補助率	2分の1以内	スケ ジュール	7月下旬～8月下旬頃に審査、 採択決定
補助対象 期間	令和7年4月 1日から 令和8年2月28日 まで		

※詳細は、旭川市HPに掲載
している募集要領を御確認
ください。



問合せ先

旭川市経済部産業振興課

〒078-8801

旭川市緑が丘東1条3丁目
旭川リサーチセンター2階

電話：65-7047

FAX：65-7048

メール：sangyo_hojo@city.asahikawa.lg.jp

